

9 ~ 14 消費税、酒税以外の間接税各表

9 ~ 14 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの、消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税実績を掲げた。ただし、印紙税については平成12会計年度内の現金納付に係る分を掲げた。

2 消費税、酒税以外の間接税の概要

(1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税及たばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及たばこ特別税の税率は、次のとおりである。

種 類	た ば こ 税	た ば こ 特 別 税
イ 喫煙用の製造たばこ ・第1種（紙巻たばこ） ・第2種（パイプたばこ） ・第3種（葉巻たばこ） ・第4種（刻みたばこ） ロ かみ用の製造たばこ ハ かぎ用の製造たばこ	1,000本につき3,126円 ただし、平成11年5月1日以降は、1,000本につき2,716円	1,000本につき820円
ニ 紙巻たばこ旧3級品	1,000本につき1,484円 ただし、平成11年5月1日以降は、1,000本につき1,289円	1,000本につき389円

（注）たばこ特別税は平成10年12月1日から施行

(2) 「10 揮発油税及び地方道路税」

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油1ℓにつき次の金額である。

項 目	平成5年12月以降
揮 発 油 税	48,600円
地 方 道 路 税	5,200円
計	53,800円

(3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料1ℓにつき26,000円である（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料については、1ℓにつき13,000円）。

(4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス1kgにつき17円50銭である。

(5) 「13 印紙税」

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである（一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた。）。

- イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書
契約金額により200円～60万円（契約金額1万円未満は非課税）
- ロ 請負契約書
契約金額により200円～60万円（契約金額1万円未満は非課税）
- ハ 約束手形、為替手形
手形金額により200円～20万円（手形金額10万円未満は非課税）
- ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により200円～2万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等

1通につき200円

ヘ 配当金領収証、配当金振込通知書

1通につき200円（配当金額3,000円未満は非課税）

ト 売上代金に係る金銭、有価証券の受領書で営業に関するもの

受取金額により200円～20万円（受取金額3万円未満は非課税）

チ 預貯金通帳、信託通帳、保険料通帳

1冊1年につき200円

リ 判取帳

1冊1年につき4,000円

租税特別措置法の一部改正により、平成9年4月1日以降、土地や建物の売却に伴って作成される「不動産売買契約書」及び特定の建設工事等の請負に伴って作成される「請負契約書」について、印紙税の軽減措置が講じられている。

(6) 「14 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気千kw時につき445円である。

(参 考)

「石 油 税」

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率は、原油及び輸入石油製品は1klにつき2,040円、輸入液化天然ガスは1tにつき720円、その他のガスは1tにつき670円である。

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課税標準数量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	8 410 221	29 270 891
パ イ プ た ば こ	196	694
葉 巻 た ば こ	1 274	4 507
刻 み た ば こ	20	75
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	-	-
税 額 計	-	29 276 168
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	29 276 168
控 除 税 額	-	195 434
差 引 税 額	-	29 080 734
加税 算額	{ 過 少 申 告 無 申 告	{ - -
課 税 人 員	-	85 人
還 付 金 額	-	122 761 千円
納 期 限 延 長 税 額	-	-

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 製造場数

区 分	場 数
	場
製 造 場	{ 製 造 た ば こ 製 造 場 原 料 事 務 所 そ の 他
法 定 製 造 場	12
合 計	17

調査時点：平成13年3月31日

(3) 免除状況

区 分	未 納 税	輸 出 免 税	そ の 他	合 計
紙 巻 た ば こ	千本	千本	千本	千本
┌ 本 則 税 率	21,440,214	6,334	-	21,446,548
└ 暫 定 税 率	312	-	-	312
└ 小 計	21,440,526	6,334	-	21,446,860
パイプたばこ	1	-	-	1
葉巻たばこ	15	-	-	15
刻みたばこ	-	-	-	-
かみ用の製造たばこ	-	-	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-	-	-
合 計	21,440,542	6,334	-	21,446,875
人 員	72 人	102 人	- 人	174 人

資料：たばこ税免除高集計表

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に免除の申請又は処理したものである。

(注) 税関分は含まない。

10 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	<i>kl</i>	千円
移出（引取）数量	2,430,922	-
欠減控除数量	32,816	-
場内消費数量	-	-
用途外使用等数量	-	-
計	2,398,106	129,018,063
控除税額	-	-
差引計	-	129,018,063
加算税 {	過少申告	-
	無申告	-
合計	-	129,018,063
課税人員	-	36 人
還付金額	-	- 千円
納期限延長税額	-	20,416,204 千円

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	移出数量	控除数量	場 内 消費数量	用途外使 用等数量	計		課税人員
					数 量	税 額	
	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	<i>kl</i>	千円	人
平成8年度	2,155,823	29,103	-	-	2,126,721	114,417,605	51
9	2,099,143	28,337	-	-	2,070,806	111,409,236	47
10	2,170,496	29,301	-	-	2,141,195	115,196,336	49
11	2,399,172	32,390	98	-	2,366,880	127,338,207	45
12	2,430,922	32,816	-	-	2,398,106	129,018,063	36

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 関係場数

区 分	場 数
製 油 所	3
製 造 場 { 天然揮発油製造場	-
{ 廃油再製工場	-
{ その他	2
石 化 学 工 場 { ガス工場	1
{ 特定石油化学製品製造場	2
{ その他	1
未 納 税 蔵 置 場	1
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場	4
免 税 揮 発 油 使 用 場 { 航空用揮	6
{ 発電等用揮	-
{ ゴム用揮	2
{ 塗料用揮	-
{ ノルマルパラフィン用揮	-
{ 印刷用インキ用揮	3
{ 接着剤用揮	-
{ 洗浄剤用揮	-
{ 洗浄用又は離型用揮	-
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場	77
駐留軍等用免税使用場指定店舗	-
外国公館等用指定給油所	4
合 計	106

調査時点：平成13年3月31日

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	<i>kl</i>	千円
積込数量及び税額	98,110	2,550,969
控除税額	-	54
差引計	-	2,550,915
加算税	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合計	-	2,550,915

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	納税地数	
	場	
特例承認に係るもの	22	
その他	定期運送事業者に係るもの	10
	その他のもの	14
合計	46	

調査時点：平成13年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	千円
移出（引取）重量	41 462	725 564
控除税額	-	224
差引計	-	725 340
加算税 {	過少申告	-
	無申告	-
合計	41 462	725 486
課税人員		1,759 人
還付金額		-
納期限延長税額		3,563 千円

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数
	場
営業用スタンド	119
自家用スタンド	16
着脱式容器充てん場	10
その他	-
合計	145
免税課税 {	
石油ガス {	
原料用	-
使用場 {	
熱源用	-

調査時点：平成13年3月31日

13 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
	千円	人
税 印 押 な つ (第9条関係)	1 278	54
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	268 630	372
書 式 表 示 (第11条関係)	1 835 ,171	3 093
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	1 840 463	35
計	3 945 542	3 554
充 当 税 額	6 598	-
差 引 計	3 938 944	-
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
過 總 税	272 928	1 542
還 付 金 額	25 905	-
印 紙 税 納 付 計 器	設 置 者 数	112 人
	設 置 台 数	140 台

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として証書や通帳等に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため納付の特例として相当額を現金で納付することを認めている。この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税 印 押 な つ	印紙税納付計器の使用によるもの	書 式 表 示	預金通帳の一定時納付によるもの	合 計	納 税 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成8年度	1 599	235 ,122	1 404 ,031	1 762 314	3 403 ,066	3 567
9	3 ,113	232 ,105	1 542 ,070	1 801 ,038	3 578 326	3 406
10	2 620	272 ,766	1 607 217	1 819 513	3 702 ,116	3 625
11	1 508	276 850	1 674 852	1 835 623	3 788 833	3 518
12	1 278	268 630	1 835 ,171	1 840 463	3 945 542	3 554

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

14 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千 kW時	千円
販売電気の電力量	従量料金制の供給販売電気	25,494,394	-
	定額料金制の供給販売電気	164,702	-
	計量自家使用販売電気	81,786	-
	推計自家使用販売電気	17,616	-
	計	25,758,500	11,462,532
加算税	過少申告	-	-
	無申告	-	-
	重	-	-
	合計	-	11,462,532
課税人員			12 人

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。